

兵庫県公報

平成26年 4月30日 水曜日 第 2589 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| 土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課)..... | 1 |
| 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧(水産課)..... | 2 |
| 公 告 | |
| 大規模小売店舗の変更に関する届出(都市計画課)..... | 3 |
| 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(建築指導課)..... | 4 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部改正..... | 5 |
| 収用委員会告示 | |
| 収用の裁決手続開始決定..... | 5 |
| 警察本部公告 | |
| 入札公告..... | 8 |
| 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告 | |
| 第17回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施..... | 10 |

告 示

兵庫県告示第379号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年 4月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市東下土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|----------------------|
| 理 事 | 前 田 豊 晴 | 神戸市北区山田町東下字山ノ越27番地 |
| 同 | 西 田 富 雄 | 同 市同区山田町福地字大蔵18番地 |
| 同 | 松 本 啓 二 | 同 市同区山田町東下字大畑田12番地の1 |
| 同 | 上 田 岩 夫 | 同 市同区山田町東下字山ノ越12番地 |
| 同 | 藤 辻 昭 雄 | 同 市同区山田町坂本字長谷285番地 |
| 監 事 | 萩 博 | 同 市同区山田町中字宮ノ片20番地 |
| 同 | 東 田 勉 | 同 市同区山田町東下字山ノ越29番地の1 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|----------------------|
| 理 事 | 前 田 豊 晴 | 神戸市北区山田町東下字山ノ越27番地 |
| 同 | 西 田 憲 示 | 同 市同区山田町福地字大蔵18番地 |
| 同 | 松 本 啓 二 | 同 市同区山田町東下字大畑田12番地の1 |
| 同 | 藤 辻 昭 雄 | 同 市同区山田町坂本字長谷285番地 |
| 同 | 山 本 昭 美 | 同 市同区山田町東下字山ノ越61番地の1 |
| 監 事 | 萩 博 | 同 市同区山田町中字宮ノ片20番地 |
| 同 | 東 田 勉 | 同 市同区山田町東下字山ノ越29番地の1 |

神戸市井吹土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

三 浦 耕一郎

谷 井 正 尚

三 浦 泰 弘

澁 谷 辰 己

三 浦 清 之

三 浦 清 志

三 浦 千 尋

谷 井 良 三

三 浦 康 博

澁 谷 嘉 一

三 浦 正 夫

三 浦 修

村 上 雅 一

三 浦 健 一

村 上 貴 史

柳 瀬 裕 文

三 浦 德 治

氏 名

三 浦 泰 弘

谷 井 正 尚

三 浦 清 之

澁 谷 辰 己

三 浦 修

三 浦 清 志

三 浦 千 尋

谷 井 良 三

三 浦 康 博

澁 谷 嘉 一

三 浦 耕一郎

三 浦 德 治

三 浦 正 夫

秋 定 利 彦

村 上 雅 一

柳 瀬 裕 文

三 浦 健 一

住 所

神戸市西区伊川谷町井吹581番地

同 市同区伊川谷町井吹1362番地

同 市同区伊川谷町井吹593番地

同 市同区伊川谷町井吹1214番地

同 市同区伊川谷町井吹623番地

同 市同区伊川谷町井吹1319番地

同 市同区伊川谷町井吹1195番地

同 市同区伊川谷町井吹1376番地

同 市同区伊川谷町井吹1267番地

同 市同区伊川谷町井吹1218番地

同 市同区伊川谷町井吹223番地の 2

同 市同区伊川谷町井吹602番地

同 市同区伊川谷町井吹736番地の 1

同 市同区伊川谷町井吹618番地

同 市同区伊川谷町井吹744番地

同 市同区伊川谷町井吹1387番地の 1

同 市同区伊川谷町井吹588番地

住 所

神戸市西区伊川谷町井吹593番地

同 市同区伊川谷町井吹1362番地

同 市同区伊川谷町井吹623番地

同 市同区伊川谷町井吹1214番地

同 市同区伊川谷町井吹602番地

同 市同区伊川谷町井吹1319番地

同 市同区伊川谷町井吹1195番地

同 市同区伊川谷町井吹1376番地

同 市同区伊川谷町井吹1267番地

同 市同区伊川谷町井吹1218番地

同 市同区伊川谷町井吹581番地

同 市同区伊川谷町井吹588番地

同 市同区伊川谷町井吹223番地の 2

同 市同区伊川谷町井吹440番地

同 市同区伊川谷町井吹736番地の 1

同 市同区伊川谷町井吹1387番地の 1

同 市同区伊川谷町井吹618番地

兵庫県告示第380号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成26年4月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

| | | |
|-------------------|------------|--|
| <p>発起人の住所及び氏名</p> | <p>加入区</p> | <p>漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称</p> |
|-------------------|------------|--|

| | | |
|---|------|------------|
| 洲本市炬口 1 7 1 山本 浩之 同 市海岸通 1 9 8 角村 庄平 | 洲本炬口 | 洲本炬口漁業協同組合 |
|---|------|------------|

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成26年 4 月30日から同年 5 月13日まで
- (2) 縦覧場所 洲本炬口加入区 兵庫県洲本市炬口 1 丁目 1 番 1 号 洲本炬口漁業協同組合

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成26年 4 月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 香住パーク

所在地 美方郡香美町香住区香住字真新場882番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社トヨタ

住所 豊岡市庄境115番地の 1

代表者の氏名 宮 下 雅 則

3 変更事項

(1) 駐車場の収容台数

ア 変更前

231台

イ 変更後

150台

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|----------------|--------|---------|
| 株式会社トヨタ | 午前 9 時 | 午後 10 時 |
| 株式会社吉久 | 午前 9 時 | 午後 8 時 |
| ゴダイ株式会社 | 午前 9 時 | 午後 10 時 |

イ 変更後

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|----------------|--------|---------|
| 株式会社トヨタ | 午前 8 時 | 翌午前 0 時 |
| 株式会社吉久 | 午前 8 時 | 午後 8 時 |
| ゴダイ株式会社 | 午前 7 時 | 翌午前 0 時 |

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前 8 時30分から午後10時15分

イ 変更後

午前 6 時00分から翌午前 0 時30分

(4) 駐車場の自動車の出入口の数

ア 変更前

入口 1 箇所、出口 1 箇所、出入口 1 箇所

イ 変更後

入口 1 箇所、出口 1 箇所、出入口 3 箇所

4 変更年月日

(1) 駐車場の収容台数

平成26年11月21日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成26年 4 月19日ほか

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成26年 3 月20日

(4) 駐車場の自動車の出入口の数

平成13年10月31日ほか

5 届出年月日

平成26年 3 月20日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第 1 課

(2) 縦覧期間

平成26年 4 月30日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年 9 月 1 日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 4 月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加西市北条町西高室字奥谷550番 4、551番 2 の一部、566番 1、568番から571番まで

同 市北条町西高室字丸山589番 1 の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加西市中野町1045番地

株式会社三宅工務店 代表取締役 三 宅 正 広

3 許可年月日及び許可番号

平成26年 3 月24日

兵庫県指令北播(加土)(建)第 1 - 7 - 3 号(25加西)

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年4月30日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武田 丈蔵

2 老人ホームの表太子町の項中

| | | | |
|---|-------------------|----------------|---|
| 「 | 特別養護老人ホーム 聖園 | 太子町山田字大山664 16 | 」 |
| を | 社会福祉法人 太子福祉会 太子の郷 | 太子町太田231 1 | 」 |
| 「 | | | |

に改める。

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成26年4月30日

兵庫県収用委員会

会長 山田 誠一

- 1 起業者の名称
神戸市
- 2 事業の種類及び名称
神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅前地区第二種市街地再開発事業
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日
平成26年4月14日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

| 裁決手続の開始を決定した土地 | | | | 土地所有者 | | | 土地に関して権利を有する関係人 | | | |
|-----------------------|------|----|------------|------------|------------|-------|------------------------|----|----|-------|
| 所在 | 地番 | 地目 | 公簿地積 | 実測地積 | 収用に係る面積 | 氏名 | 住所 | 氏名 | 住所 | 権利の種類 |
| 神戸市北区 鈴蘭台北町 一丁目 | 6番26 | 宅地 | ㎡ 17.30 | ㎡ 17.30 | ㎡ 17.30 | 湯阪 秀忠 | 神戸市北区山田町下 谷上字芝床33番地 | なし | - | - |

実測平面図 縮尺 1/250

土地の所在 神戸市北区鈴蘭台北町一丁目

地番 6番26



| 地番 | 区分 | 符号 | 求積表 | | | | 備考 |
|------|-----|----|-----|----------------|----------------|---|------|
| | | | NO | X _n | Y _n | (X _{n+1} - X _n) · Y _n | |
| 6番26 | 収用地 | ア | ① | -141248.946 | 74453.745 | 369960.658905 | 2.22 |
| | | | ⑥ | -141249.303 | 74451.548 | -124855.245996 | 1.34 |
| | | | ⑤ | -141250.623 | 74451.797 | -114655.767380 | 1.29 |
| | | | ④ | -141250.843 | 74450.516 | -317978.153836 | 4.11 |
| | | | ③ | -141254.894 | 74451.210 | -255293.199090 | 3.50 |
| | | | ② | -141254.272 | 74454.661 | 442856.323628 | 5.40 |
| | | | | | 計 | 34.616231 | |
| | | | | | 計面積 | 17.3081155 | |
| | | | | | 地積 | 17.30m ² | |
| | | | | | 合計面積 | 17.30m ² | |
| | | | | 総計 | | 17.30 m ² | |

| 符号 | X座標 | Y座標 |
|------|----------------------|-----------|
| 参照点1 | A-368 -141258.507 | 74450.057 |
| 参照点2 | A-369 -141255.252 | 74469.374 |

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年 4月30日

契約担当者

兵庫県警察本部長 井 上 剛 志

1 契約方法

下記2の(1)に示す路側固定式道路標識材料についてそれぞれの年間単価契約とする。

2 調達内容

(1) 購入物品及び購入予定数量

路側固定式道路標識材料

ア 標識板 7,073枚(取付金具等及び搬送費を含む。)

イ 補助板 2,566枚(同上)

ウ 支柱等 8,967本(付属品等及び搬送費を含む。)

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び製品仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

契約の日から平成27年3月31日(火)まで

発注の日から30日以内

(4) 納入場所

兵庫県警察本部及び兵庫県下48警察署

(5) 納入回数

契約期間内に約6回(緊急発注にも対応できること。)

(6) 入札の方法

上記(1)の物品ごとにそれぞれ入札に付する。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書(以下「申込書等」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1項に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 申込書等の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課施設係 担当 高木

電話(078)341-7441 内線2295

(2) 申込書等の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成26年4月30日(水)から同年5月14日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札、開札の日時及び場所

平成26年6月10日（火）午後1時30分 パレス神戸 3階小会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成26年6月9日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額 入札書記載金額に前記2の(1)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年6月3日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（落札価格に前記2の(1)の各数量を乗じて得た額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び製品仕様書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類を、入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、当該物品が入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を、平成26年5月14日（水）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成26年6月13日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(1) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ及びオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び製品仕様書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Takeshi Inoue, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased :

Material for road sign plate approx. 7,073

(include metal fixtures and delivery charge)

Material for supplemental road sign approx. 2,566

(same above)

Material for road sign pole approx. 8,967

(include attachments and delivery charge)

(3) Delivery period :

From the date of contract to March 31, 2015

(within 30days from the date of order)

(4) Delivery places :

Hyogo Prefectural Police H.Q. and 48 Police Stations

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

17:00 May 14, 2014

(6) Deadline for tender :

13:30 June 10, 2014

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr.Takagi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext 2295

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告

第17回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施

介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成26年4月30日

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
会長 武田 政 義

1 試験の日時

平成26年10月26日(日)午前10時から正午まで

なお、点字等による受験者及び解答免除対象者は、試験時間が異なるので、詳しくは、「第17回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験・受験の手引」(以下「受験の手引」という。)を参照すること。

2 試験会場(予定)

神戸大学(神戸市灘区六甲台町1 1、神戸市灘区鶴甲1 2 1)

神戸学院大学(神戸市中央区港島1 1 3)他

3 試験の内容及び出題範囲

受験の手引を参照すること。

なお、出題範囲に含まれる関連通知は以下のとおりである。

- (1) 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

- (2) 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
 - (3) 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」(平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知)
 - (4) 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)
 - (5) 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
 - (6) 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
 - (7) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
 - (8) 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
 - (9) 「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」(平成18年3月31日老振発第0331009号厚生労働省老健局振興課長通知)
 - (10) 「老人(在宅)介護支援センターの運営について」(平成18年3月31日老発第0331003号厚生労働省老健局長通知)
 - (11) 「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)
 - (12) 「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)
- 4 試験の方法及び出題数
- 5肢複択方式にて出題する。
- 60問。ただし、解答免除対象者は出題数が異なるので、詳しくは受験の手引を参照すること。
- なお、法定資格保有者に関する解答免除の取り扱いについては、今年度限りとする。
- 5 受験資格(概要)
- 下記(1)の対象者で、かつ、(2)の受験地条件を満たす者。なお、詳しくは受験の手引を参照すること。
- (1) 対象者
- ア、イ及びウの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上かつ、エの期間が通算して10年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が1,800日以上かつ、欠格事由に該当しない者とする。
- なお、必要実務経験期間は、試験前日までに満たしていること。
- ア 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
- イ 別に定める相談援助業務に従事する者が、当該業務に従事した期間
- ウ 別に定める介護等の業務に従事する者であって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するもの又は介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修に相当する研修を修了したもの(介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号附則第2条により、介護職員初任者研修課程を修了したものとみなされたものを含む。)(以下「社会福祉主事任用資格者」という。)が、当該介護等の業務に従事した期間
- エ 別に定める介護等の業務に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者等に該当しないものが、当該介護等の業務に従事した期間
- (2) 受験地条件
- (1)のアからエまでの業務に従事している場合は勤務地が兵庫県内であること、又は同業務に従事していない場合は住所地が兵庫県内であること。
- 6 受験手数料

7,700円 受験申込前に、所定の郵便振替払込用紙により郵便局で納付すること。

7 受験申込み

(1) 申込期間

平成26年6月6日(金)から同年7月7日(月)まで(7月7日(月)までの消印のあるものに限る。)

(2) 申込方法及び申込先

平成26年6月6日(金)から配布予定の受験の手引に従って郵送で申し込むこと。

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番30号

兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所研修第2部

電話(078)367-5211

(3) 提出書類

ア 受験申込書

イ 受験整理票(6箇月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの正面上半身の写真を貼る。)

ウ 実務経験(見込)証明書

エ 郵便振替払込受付証明書の原本

オ その他必要な書類(法定資格免許等の写し)

(4) 受験の手引配布場所

各市区町の介護保険担当窓口、兵庫県健康福祉部高齢社会局介護保険課、神戸県民センター県民交流室県民課、阪神南県民センター健康福祉事務所、中播磨県民センター健康福祉事務所、各県民局健康福祉事務所、但馬長寿の郷及び兵庫県社会福祉研修所

(5) 郵送により受験の手引を請求する場合

封筒の表に「受験の手引請求」と朱書き、あて先明記の返信用封筒(角形2号封筒で返信用切手250円を貼ること。)を同封の上、下記9の研修第2部あて請求する。

8 合格発表

平成26年12月10日(水)(予定)に受験者全員に試験結果通知書を郵送する。

なお、合格者については、合格発表の日から1週間(土曜日及び日曜日を除く午前8時45分から午後5時30分まで)兵庫県社会福祉研修所1階にて受験番号を掲示する。

また、兵庫県社会福祉研修所ホームページ(<http://www.hyogo-f-kensyu.jp/>)にも合格者受験番号を掲載する。

9 受験に関する問合せ先

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番30号

兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所研修第2部

電話(078)367-5211